

平塚市

# 新しい生活様式に取り組む 中小企業等応援金

1事業者  
あたり  
**5万円**

## 令和2年11月30日(月)まで 申請期間を再延長します

10月16日(金) ⇒

申請受付期限：**令和2年11月30日(月)まで**[当日消印有効]

### ▶ 交付額

**5万円**

※ 1事業者あたり一律5万円です。

平塚市内に複数の事業所や店舗を所有している場合も1事業者5万円です。

### ▶ 対象者 (全ての業種が対象となります) ※ただし、会社員の副業は対象外

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業等で(1)~(3)全ての要件を満たす者

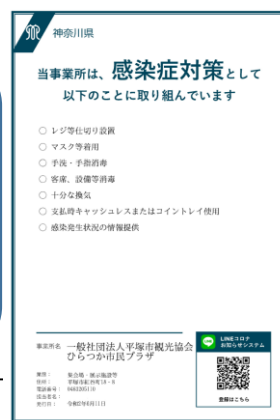
- (1) 市内に事業所または店舗等がある者
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを実施し、国が提唱する「新しい生活様式」にのっとり、業種別ガイドラインに基づく感染拡大の防止に取り組んでいる者
- (3) 神奈川県が実施する「LINEコロナお知らせシステム」に登録し、「感染防止対策取組書」を掲示している者

小売業、サービス業、製造業、飲食店、建設業、介護福祉業のほか、次の方も対象です。

対象者の例

【法人】NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人など

【個人事業主】農家、漁師、個人タクシー、医院、フリーランス、保険外交員など



**スマホ・パソコンやプリンタをお持ちでなくても  
LINEコロナお知らせシステムに登録できます！**

神奈川県で電話による代行入力を行っています。

電話で登録後、取組書が郵送されます。

■神奈川県 LINEコロナお知らせシステム登録代行専用ダイヤル

平日 午前9時~午後5時 045-285-1024

「LINEコロナお知らせシステム」のページURLの二次元バーコード



## ▶ 必要書類

	必要な書類	法人	個人事業主
①	交付申請書兼実績報告書（原本）	●	●
②	請求書（原本）	●	●
③	平塚市暴力団排除条例にかかる誓約書（原本）	●	●
④	応援金振込口座の写し	●	●
⑤	神奈川県が発行する「感染防止対策取組書」の写し	●	●
⑥	「店舗等外観」と「店舗内における感染防止対策の設置状況」及び「感染防止対策取組書の掲示」が確認できる写真	●	●
⑦	業種に係る営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類の写し（全部） ※許可が不要な業種の場合は、市内で店舗を開設し現在も営業していることがわかる書類（概要がわかる資料、ホームページのコピー等）	●	●
⑧	直近の確定申告書の写し（税務署の受付印のあるページ、電子申告の場合は受信通知を提出。設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、税務署受付印のある法人設立届出書又は個人事業開業届出書の写し）	●	●
⑨	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し（申請日から3か月以内発行のもの）	●	
⑩	申請者が本人であることを証する書類の写し		●

※上記に加え、必要な場合は、資料等の追加提出を依頼する場合があります。

※ご提出いただいた書類等は返却できかねますので、ご承知ください。

「平塚市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う小規模事業者経営維持緊急支援補助金（家賃補助）」の交付を受けた方は**次の書類を提出してください。**（一部の書類を省略できます）

①	交付申請書兼実績報告書（原本）
②	請求書（原本）
④	応援金振込口座の写し
⑤	神奈川県が発行する「感染防止対策取組書」の写し
⑥	「店舗等外観」と「店舗内における感染防止対策の設置状況」及び「感染防止対策取組書の掲示」が確認できる写真
⑩	「平塚市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う小規模事業者経営維持緊急支援補助金」の交付を受けた方は、受領したことがわかる預金通帳等の写し

## ▶ 申請方法

市公式ホームページにある申請書等を**令和2年11月30日（月）**までに、平塚市商業観光課へご郵送ください。

郵送先：〒254-8686 平塚市浅間町9-1 平塚市商業観光課 行  
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請の受付は郵送のみとさせていただきます。

詳細は平塚市公式ホームページでご確認ください。

[http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page-c\\_01119.html](http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page-c_01119.html)

平塚市 新しい生活様式 応援金

検索



お問合せ先：

新型コロナウイルス感染症「総合相談」コールセンター ☎ 0463-20-8143